

各都道府県担当部長 殿

農林水産省大臣官房国際部国際協力課長
農林水産省大臣官房国際部参事官（貿易関税チーム）

韓国向けに輸出される食品に関する輸入規制について

東日本大震災にともない、諸外国からは、日本産の農林水産物・食品に対する輸入規制措置が講じられ、産地証明や放射性物質に関する検査証明などが求められています。

このような中で、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」（平成 23 年 4 月 21 日付 23 国際第 83 号）及び「韓国向けに輸出される食品に関する証明書の発行について」（平成 23 年 4 月 29 日付 23 国際第 130 号）により、既に証明書発行のご協力をいただいているところです。

このことについて、韓国政府は、8 月 19 日に「食品の基準及び規格」の改正告示を公表し、放射性物質の基準値を下記のとおり 9 月 1 日から変更するとしていますので、お知らせいたします。

なお、韓国食品医薬品安全庁から「少しでも放射性ヨウ素又はセシウムが検出された食品については、輸入業者に対してプルトニウムやストロンチウムの検査を追加で実施するように指示している。」旨の説明があり、十分な注意が求められます。

この点について、証明書発行の際に輸出業者に対して、注意喚起いただければ幸いです。

記

1. 変更点

「乳加工品の放射性ヨウ素の基準値を 150Bq/kg, ℓから 100Bq/kg, ℓに強化」
(乳幼児が多く摂取するため)

2. 新旧基準の対照表

(改正前)

| 核種 | 対象食品 | 基準値 (Bq/Kg, ℓ) |
|--------------------|---------|----------------|
| ヨウ素 (131 I) | 乳幼児食品 | 100 |
| ヨウ素 (131 I) | 乳及び乳加工品 | 150 |
| ヨウ素 (131 I) | その他食品 | 300 |
| セシウム (134Cs+137Cs) | 全ての食品 | 370 |

(改正後)

| 核種 | 対象食品 | 基準値 (Bq/Kg, ℓ) |
|--------------------|---------|----------------|
| ヨウ素 (131 I) | 乳幼児食品 | 100 |
| ヨウ素 (131 I) | 乳及び乳加工品 | <u>100</u> |
| ヨウ素 (131 I) | その他食品 | 300 |
| セシウム (134Cs+137Cs) | 全ての食品 | 370 |